

岩育奨第 108 号
令和 6 年 11 月 25 日

各高等学校長
関係特別支援学校長
関係専修学校長 } 様

公益財団法人岩手育英奨学会
会長 遠藤 洋一 (公印省略)

タイプD (大学等進学支援) 奨学金の再募集について(お願い)

本会の事業につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記奨学金の募集につきましては、令和6年9月2日付岩育奨第70号により通知し、また、申込期限も延長しながら御協力をいただいたところですが、推薦された件数は、当初の採用枠を大きく下回る状況となっております。

つきましては、下記のとおり再募集しますので、御多忙のところお手数をおかけしますが、対象となる学年の生徒及びその保護者に対し、再度周知していただき、当該奨学金が積極的に活用されるよう御配慮をお願い申し上げます。

なお、同様の取組を既に実施していただいた学校もあるかと存じますが、当該奨学金の活用拡大に向けたさらなる御協力をいただくよう重ねてお願い申し上げます。

記

1 再募集申込期限

令和7年1月22日(水)必着

2 再募集の取組

(1) 周知について

当該奨学金の周知の機会については、**2学期末の保護者面談時や一斉メールシステムを活用**するなど効率的に確保いただきながら、**事業の内容が保護者に確実に周知されるよう**お願いします。

なお、同封のタイプD「奨学金ガイド」を活用願います。(申し訳ありませんが、枚数に限りがあるため、不足分はコピーしてご対応願います。)

(2) 周知内容のポイント

当該奨学金の特徴は以下のとおりですので、周知ポイントとして参考に願います。

ア 奨学金の対象は、**住民税所得割が非課税の世帯**であること。

イ 対象となる進学先は、**大学のみならず短期大学、高等専門学校(要試験)、専門学校及び各種学校**であること。

- ウ 奨学金は貸与型ですが、**県内の大学に進学した場合**や、それ以外の場合でも大学等を卒業後**通算で2年間県内の企業・団体等に就職した場合は償還が免除**されること。
- エ **奨学金の使途については**、大学等へ進学するための経費として広く対象としており、**細かい制約は特になく**こと。(後日、使途を確認することは予定していないこと。)
- オ 当該奨学金については、岩手育英奨学会のホームページにも掲載していること。

3 対象者（再掲）

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内に住所を有する方の子である者
- (2) 県内の高等学校又は専修学校（高等課程）の第2学年に在学する者又は準ずる者で次のいずれかに進学する意欲のある者
※「準ずる者」：就業年限が3年を超える課程、学科の場合は卒業する前年の学年に在学する者

〈対象となる大学等の区分〉

- ① 学校教育法（以下「法」という。）第83条に規定する**大学**
 - ② 法第108条に規定する**短期大学**
 - ③ 法第117条に規定する**高等専門学校（進学にあたり試験等を要する場合に限る。）**
 - ④ 法第125条に規定する**専修学校（高等課程を除く。）**
 - ⑤ 法第134条に規定する**各種学校**
- (3) 住民税（道府県民税及び市町村民税）所得割額が非課税である世帯
 - (4) 次のいずれかの奨学金事業等の貸与または給付を受けていない者
 - ア 都道府県による貸与型奨学金事業
 - イ 高校奨学事業（東日本大震災津波特例）
 - ウ 東日本大震災により被災した高等学校等の生徒に対する、都道府県による給付金型事業（一時的な支援を行う給付金等を含む。）

〈お問合せ先〉 公益財団法人岩手育英奨学会 事務局
電話・Fax 019-623-2050
<http://iwate21.net/ikuei-syougaku/>

令和6年度

奨学金ガイド

大学等進学に意欲のある方を応援する
奨学金(タイプD)の奨学生を**募集**します！

事業の趣旨

この事業は、大学等への進学に意欲があるものの経済的な理由により進学に必要な学資の支弁が困難な方を支援する奨学金制度です。

名称	採用対象	募集人員	募集時期	貸与額
大学等 進学支援 奨学金 タイプD (無利息)	在学 県内に住所を有する方の子女であって、県内の高等学校又は専修学校（高等課程）の第2学年に在学する人又は準ずる人で大学等に進学を希望する人を対象とした制度。 〈対象となる大学等の区分〉 ① 大学 ② 短期大学 ③ 高等専門学校（進学にあたり試験等を要する場合に限る。） ④ 専修学校（高等課程を除く。） ⑤ 各種学校	170人 以内	9月	150,000円 (定額) (第2学年の 3月期に1回 限り)

家計基準

・道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯を対象とします。

他の奨学金等との調整

・次のいずれかの奨学金事業等の貸与又は給付を受けている方は対象になりません。

- ① 都道府県による貸与型奨学金事業
- ② 岩手育英奨学会が実施する東日本大震災特例奨学金（タイプC）
- ③ 東日本大震災により被災した高等学校等の生徒に対する都道府県による給付金事業（一時的な支援を行う給付金事業を含む。）

※ 岩手育英奨学会が実施するタイプA及びタイプBの奨学金の貸与を受けている方で条件を満たす方は対象となります。

返還免除について

次の区分に該当し所定の「奨学金返還免除願」及び証明関係書類等の提出があった場合は審査のうえ返還が免除されます。

区 分		免 除 の 条 件
大学（修業年限 4年以上）進学	県 内	入学したことの確認をもって免除します。
	県 外	大学等卒業後、一定期間県内企業・団体等に就職したことの確認をもって免除します。 【就業期間】通算で2年間（正規、非正規は問いません。） 【県内就職】県内に事業所を有する企業・団体等への就業 【浪人の扱い（免除又は猶予）】 大学 浪人：1浪まで 就職浪人等：1浪まで (就職浪人、アルバイト、県外就職した方が県内就職を希望する場合など)
短期大学、高等専門学校 (4、5年生) 専修学校又は 各種学校に進学 (県内外の区分なし)		

申し込みと手続

- すべて学校を通じて行いますので、学校にお申し込みください。

奨学金の受け取り

- 岩手銀行に奨学生本人名義の口座を開設していただき、その口座に第2学年の3月期に直接振り込みます。

返還について

※奨学金は、いつでも繰上償還ができます。

区 分	内 容
返 還 期 間	最大 5年以内 (返還開始時期：高等学校等卒業後据置期間の6月経過後)
返 還 方 法	月賦又は月賦と半年賦の併用
延 滞 利 息	6月を超えるごとに6月について2.5%

その他の手続等

区 分	手 続 等
貸与が決定したら	「奨学金返還誓約書」を提出していただきます。
返 還 の 仕 方	返還は、岩手銀行に設けた奨学金振込口座から自動振替により返還していただきます。
返 還 開 始 案 内	返還が開始される前に「口座振替開始通知書」により明細をお知らせします。
返 還 に 困 っ た 時	<ul style="list-style-type: none"> • 進学先の大学等に在学期間中や災害・疾病等の場合は願出により一定期間返還が猶予されます。 • 死亡、心身に著しい障害があるため、破産し返還ができなくなったときは、願出により状況に応じて全部又は一部の返還が免除されることがあります。
そ の 他	住所、氏名等の変更が生じた場合は速やかに連絡してください。